

令和8年7月31日

大阪府知事 吉村 洋文 様

大阪府市地方独立行政法人
大阪健康安全基盤研究所評価委員会
委員長 福島 若葉

意見書

地方独立行政法人法（平成 15 年法律第 118 号。以下「法」という。）第 25 条第 3 項の規定に基づく、地方独立行政法人大阪健康安全基盤研究所第 3 期中期目標（案）に係る本評価委員会の意見は、下記のとおりである。

記

法第 25 条第 1 項の規定に基づき設立団体の長が定める中期目標については、地方独立行政法人大阪健康安全基盤研究所第 3 期中期目標（案）のとおり定めることが適当である。